

「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化

運用の基本方針・政策的資産構成割合に関する規定

- 運用の基本方針は、①加入者の数が300人未満かつ資産の額が3億円未満の規約型DB（リスク分担型企業年金及び実績連動キャッシュバランスを除く。）、②受託保証型確定給付企業年金を除き、全てのDBが策定することとされていた。
- また、政策的資産構成割合（長期にわたり維持すべき資産の構成割合）の策定は努力義務となっていた。

○ 確定給付企業年金法施行令

（運用の基本方針）

第四十五条 事業主（厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。第三項に おいて同じ。）及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2・3 （略）

○ （改正前）確定給付企業年金法施行規則

（基本方針を定めることを要しない規約型企業年金の要件）

第八十二条 令第四十五条第一項 の厚生労働省令で定める要件は、当該事業年度の前事業年度の末日（当該事業年度が事業開始の初年度である場合においては、当該事業年度の初日）において当該規約型企業年金の加入者の数が三百人未満であり、かつ、当該規約型企業年金の運用に係る資産の額が三億円未満であること（当該規約型企業年金が第八十四条の二第一項第三号イ又はロに掲げる確定給付企業年金（※）である場合を除く。）、又は当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金であることとする。

※ リスク分担型企業年金及び実績連動キャッシュバランス

（年金給付等積立金の運用）

第八十四条 事業主等は、次に掲げるところにより、積立金の運用を行うよう努めなければならない。

- 一 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。
- 二 当該事業主等に使用され、その事務に従事する者として、前号の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くこと。

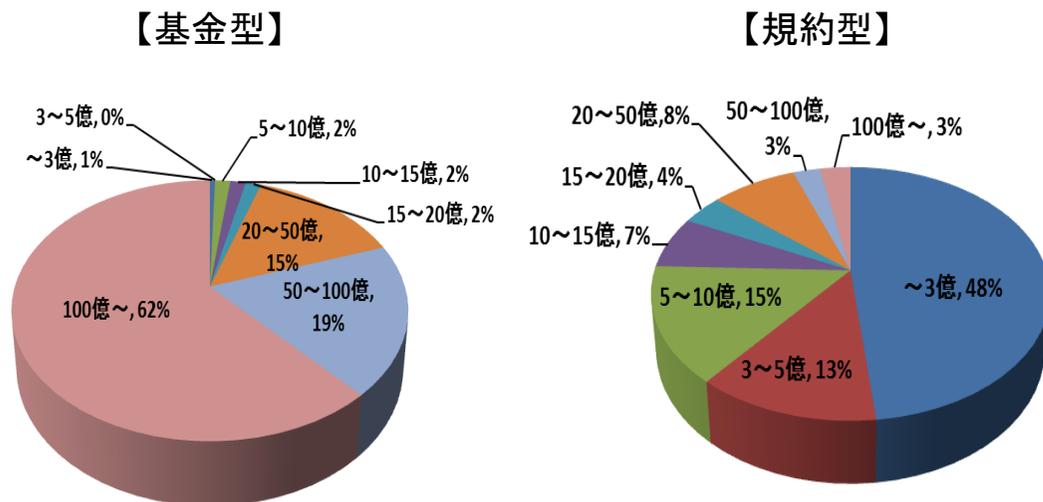
2 （略）

(参考)DBの資産運用の現状

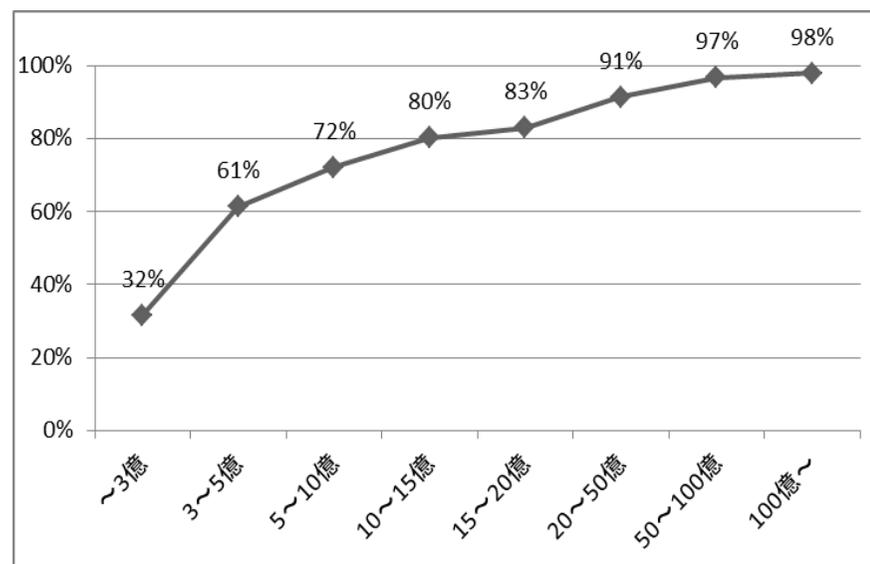
□ 現状、DBの資産運用については

- ・ 基金型は資産規模が比較的大きいものが多く、規約型は資産規模が比較的小さいものが多い。
- ・ 基金型・規約型とも、資産規模3億円超のDBの大部分は2種類以上の資産への分散投資を行っている。

《資産規模階級別 DBの割合》



《資産規模階級別 2種類以上の資産に分散投資を行うDBの割合》



(参考)DBにおける政策的資産構成割合の策定の現状

- 現状、DBでは、資産規模が3億円以上の場合、概ね8割の制度で分散投資を実施しているものの、そのうち半数弱は政策的資産構成割合を策定していない。
- また資産規模が3億円未満の場合には、分散投資を実施している制度は3分の1程度であり、そのうち8割では政策的資産構成割合を策定していない。
- このようにDBでは、政策的資産構成を定めずに分散投資を実施しているケースが見受けられるところ。

○ 資産規模別 分散投資状況等の状況別DB数(受託保証型確定給付企業年金を除く)

(資料)平成26年度業務報告書(不詳データ除く)

資産規模	分散投資を実施			分散投資せず			総計
	政策的構成 割合あり	政策的構成 割合なし	合計	政策的構成 割合あり	政策的構成 割合なし	合計	
～3億円	338 (6%)	1,381 (25%)	1,719 (32%)	109 (2%)	3,602 (66%)	3,711 (68%)	5,430 (100%)
3億円～	2,819 (44%)	2,246 (35%)	5,065 (79%)	197 (3%)	1,150 (18%)	1,347 (21%)	6,412 (100%)
(内訳)							
3～5億円	293 (21%)	572 (41%)	865 (61%)	55 (4%)	488 (35%)	543 (39%)	1,408 (100%)
5～10億円	553 (33%)	651 (39%)	1,204 (72%)	78 (5%)	386 (23%)	464 (28%)	1,668 (100%)
10～15億円	295 (39%)	314 (41%)	609 (80%)	25 (3%)	125 (16%)	150 (20%)	759 (100%)
15～20億円	203 (45%)	171 (38%)	374 (83%)	13 (3%)	63 (14%)	76 (17%)	450 (100%)
20～50億円	569 (56%)	360 (35%)	929 (91%)	15 (1%)	72 (7%)	87 (9%)	1,016 (100%)
50～100億円	270 (66%)	124 (30%)	394 (97%)	7 (2%)	6 (1%)	13 (3%)	407 (100%)
100億円～	636 (90%)	54 (8%)	690 (98%)	4 (1%)	10 (1%)	14 (2%)	704 (100%)

運用の基本方針及び政策的資産構成割合の策定の義務化

- 運用の基本方針については、小規模DBに策定義務はなく、また政策的資産構成割合の策定については努力義務とされていたところ。(改正前)確定給付企業年金法施行規則第82条及び第84条)
- しかし、一定の予定利率を確保する必要のあるDB制度においては、運用の基本方針や政策的資産構成割合なしに安定的な運営は困難と考えられるため、すべてのDBにおいて運用の基本方針及び政策的資産構成割合の策定を義務付ける(※)。

※ 運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、その旨を規約に定めた上で承認を受ける受託保証型確定給付企業年金を除く。現状でも受託機関が運用の基本方針や政策的資産構成割合を事業主等に提示する運用を行っており、小規模DBでもこれらの策定は可能と考えられる。
また、生命保険一般勘定や国内債券に100%配分する場合にはその旨を規定することが考えられる。

○ (改正後) 確定給付企業年金法施行規則

(基本方針を定めることを要しない規約型企業年金の要件)

第八十二条 令第四十五条第一項の厚生労働省令で定める要件は、当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金であることとする。

(積立金の運用)

第八十四条 事業主 (受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主を除く。以下この項において同じ。) 及び基金は、次に掲げるところにより、積立金の運用を行わなければならない。

一 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。

二 当該事業主及び基金に使用され、その事務に従事する者として、前号の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めること。

2 受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主は、次に掲げるところにより、積立金の運用を行うよう努めなければならない。

一 法第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項、第二項及び第四項の規定による運用に係る資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めること。

二 当該事業主に使用され、その事務に従事する者として、前号の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くこと。